

序

1 電気通信紛争処理委員会の機能

(1) 委員会の設置

電気通信市場に多くの事業者が参入し電気通信サービスの高度化・多様化が進む中で、電気通信設備の接続を巡る紛争など電気通信事業者間の紛争が増加・複雑化したことなどを踏まえ、平成13年11月30日、これらの紛争を迅速・公正に処理する専門的機関として、電気通信事業紛争処理委員会が設置された。

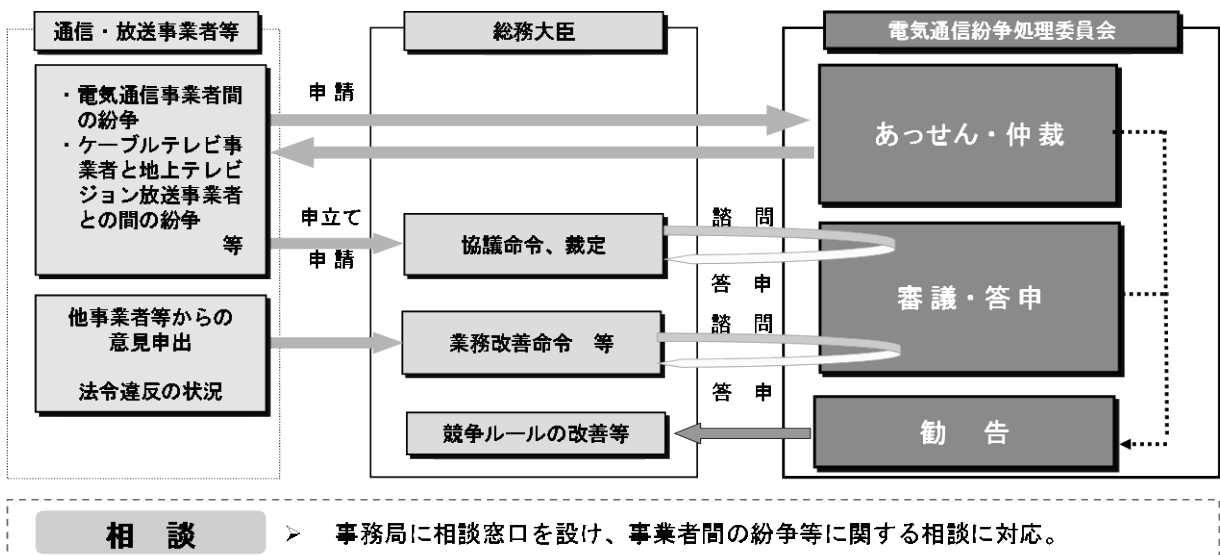
その後、平成20年4月1日に、無線局の開設・変更に当たっての混信等防止措置に係る紛争が処理の対象に追加され、また、平成23年6月30日に、地上基幹放送の再放送の同意に係る紛争等が処理の対象に追加され、これらに伴い組織の名称が「電気通信紛争処理委員会」（以下「委員会」という。）と変更された。

委員会は、法律、経済・会計、通信工学等の有識者からなる委員5名で構成され、そのほかに特別委員8名（令和5年4月現在）が任命されており、また、電気通信業や放送業の監督を担当する部局から独立した事務局を設けて、その中立性・専門性を確保している。

(2) 委員会の機能

委員会の機能としては、①あっせん・仲裁、②総務大臣からの諮問に対する審議・答申、③総務大臣に対する勧告が挙げられる。委員会は、中立性を確保する一方で、勧告等を通じて紛争処理と競争ルール整備等との連携も図っている（委員会の機能の概要は、図表1のとおり。）。

図表1 電気通信紛争処理委員会の機能の概要



① あっせん・仲裁

委員会の中核的な機能として、個別具体的な事業者間（又は無線局を開設・変更しようとする者と他の無線局の免許人等との間）の紛争を解決するための「あっせん・仲裁」がある。委員会のあっせん・仲裁の対象となる紛争の種類については後述する。

これまで委員会では、電気通信事業者間の紛争である中継光ファイバとの接続に関する紛争、接続料や網改造料の支払いに関する紛争、卸電気通信役務の提供に関する紛争や、放送事業者間の紛争である地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争などについて、あっせんを行っている。

② 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）において、総務大臣が接続協定等に関する協議命令、接続協定の細目等の裁定、業務改善命令等を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされている。

また、放送法（昭和25年法律第132号）においては、地上基幹放送の再放送の同意に関し、総務大臣が裁定を行う場合にも、委員会に諮問しなければならないこととされている。

委員会では、総務大臣から諮問を受け、これらの事案について審議・答申を行う。

これまで委員会では、事業法に基づくMVNOとMNO間の接続協定、卸電気通信役務の提供に関する裁定、接続に関し知り得た他の電気通信事業者に関する情報の取扱いに関する業務改善命令や、放送法に基づくケーブルテレビ事業者による地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定などについて、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行っている。

③ 総務大臣に対する勧告

事業法第162条第1項では、委員会はその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し勧告をすることができることとされている。

これまで委員会では、あっせんや諮問に対する審議・答申を通じて明らかになった競争ルールの改善点について、コロケーションルールの改善に向けた勧告や接続料金設定の仕組みの整備に関する勧告を行っており、それによりブロードバンドサービスの競争促進や固定発携帯着電話料金の低廉化などに貢献してきた。

④ その他

委員会では、あっせん・仲裁の円滑な利用の支援等のため、委員会事務局に事業者等相談窓口を設け、各種紛争に関する事業者からの相談を受け付けている。

この事業者等相談窓口では、あっせん・仲裁の利用を検討している事業者に

制度や手続の説明を行うだけでなく、過去の事例や関係法令などの紹介・説明等を行うことにより、本格的な紛争を未然に防止するという機能も果たしている。

2 本マニュアルについて

本マニュアルでは、第Ⅰ部において、「あっせん・仲裁」、「総務大臣からの諮問に対する審議・答申」、「総務大臣に対する勧告」といった委員会の機能ごとに、総務大臣の協議命令等も含めた紛争処理制度全体の解説を行うことにより、事業法、放送法及び電波法（昭和25年法律第131号）に規定されている様々な紛争処理制度が理解できるようにした。

また、第Ⅱ部において、委員会がこれまでに取り扱った事例を「事例集成」とし、制度に関する理解を深める一助となるようにするとともに、同様の紛争の未然防止・解決のための参考にできるようにした。

関係法令

総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）（抄）

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

電気通信紛争処理委員会

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（抄）

（設置及び権限）

第百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第百四十五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

（委員長）

第百四十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第百四十七条 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（任期）

第百四十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）（抄）

（特別委員）

第一条 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 特別委員の任期は、二年とする。
- 4 特別委員は、再任されることができる。
- 5 特別委員は、非常勤とする。